

# 令和7年度 学校の部活動に係る活動方針

令和7年4月1日

花巻市立湯口中学校

## 1 活動の方針

- (1) 部活動は、生徒が自主的、自発的に活動する中で、それぞれの個性や能力を伸ばしたり、社会性や人間性を育む様々な経験を積んだり、友人との関係を深めたりする等、教育活動の一環として行う。
- (2) スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮をする。
- (3) 学校、保護者、地域など関係機関及び関係団体等と連携して、生徒の心身の成長と望ましい部活動の実現に向けて取り組む。

## 2 休養日・活動時間について

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
  - 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ・父母会による活動など部活動を補完する活動が行われる場合は、部活動と併せて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
    - ※ 各部顧問は父母会活動がある場合の部活動時間及び父母会活動時間について、父母会と協議し、基準時間を超えないよう留意する。
  - ・部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
  - ・学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。
  - ・生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
  - ・長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。

## 3 活動のきまり

- (1) 県、市のガイドラインを受けた本校の活動方針を遵守する。活動方針を守れない状況により、部単位または学校の部活動全体を停止せざるを得ないこともある。
- (2) 学校の規則（生徒手帳参照）を守る。規則を守れない場合は、活動を停止になることもある。
- (3) 決められた服装・時間などを守って活動する。荷物は活動場所（または指定の場所）に持っていく。
- (4) 学校行事、生徒会活動・学年・学級活動を優先する。
- (5) 活動終了後、活動場所の清掃、用具の片づけをきちんと行う。
- (6) 部長会を定期的に行い、ルールの確認・活動場所の清掃を行う。
- (7) テスト取組み期間等、学校が指定する期間については活動を停止する。

#### 4 年間計画

月	ねらい及び活動	月	ねらい及び活動
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡一周継走大会</li> <li>・体験入部 ・新入生活動開始</li> <li>・活動計画の確認</li> <li>・部員名簿、活動目標の確認</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県新人大会(前期)</li> </ul>
5		11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県新人大会(後期)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区中総体 ・壮行式</li> </ul>	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み中の活動の確認</li> <li>・駅伝練習開始</li> <li>・アンサンブルコンクール</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県中総体 ・吹奏楽コンクール</li> <li>・夏休み中の活動の確認</li> </ul>	1	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年生を中心とした新体制作り</li> </ul>	2	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区新人戦 ・壮行式</li> <li>・部活動指導者協議会の開催</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春休み中の活動の確認</li> <li>・活動計画の作成、活動目標の作成</li> <li>※年間活動計画の修正(顧問)</li> </ul>

#### 5 部活動指導員・スポーツ指導員等について

- ・指導者は、保護者等の理解を得た者で、校長が認めるものとする。また、指導者の中に部活動指導員かスポーツ指導員がいるものとする。
- ・任期は1年までとし、次年度の委嘱をする際は、検討するもの。
- ・学校の指導方針に沿って指導を行うこと。
- ・部活動顧問・保護者との連携を図り、活動計画、活動時間を守って指導すること。
- ・部活動中に事故が発生したときは、応急手当、救急車の要請及び医療機関への搬送等を行い、速やかに学校に連絡すること。
- ・生徒理解に基づく指導や安全の確保、事故防止など、教職員と同様の対応をすること。
- ・生徒の個人情報に配慮すること。
- ・体罰、暴言など、生徒の人格を傷つけるような指導は絶対に行わないこと。(体罰・暴言が確認された場合、委嘱を取り消すことがあります)

#### 6 その他

- ・部活動顧問は、毎月の活動計画を父母会、保護者に通知する。
- ・地域連携型学校活動中における怪我については、「学校管理下」の怪我となり「日本スポーツ振興センター災害給付」の対象となります。
- ・本校の地域連携型部活動は、テニス部、卓球部とする。

## 令和7年度の部活動加入について

本校の方針

(1) 生徒は全員部活動への所属を推奨する。

(2) 学校外活動に参加を希望する生徒は次のとおりとする。

①所属は剣道部（体力づくりコース）とし、顧問が指導する。但し年度により所属は見直しを行う。

②平日の活動は、部活動のある日(父母会活動がない日)とし16:40まで行うものとし、延長活動は任意とする。

③学校外活動を含めた平日の休養日を必ず設けるようにし、事前に顧問に申し出る。

④休日は、学校外活動がない週に限り参加するものとする。

※父母会活動への参加は任意である。

※野球部、バドミントン部、剣道部については地域クラブに移行したので、入部は地域クラブの所属となります。